

平成30年度 第1回東京都北区住宅対策審議会 議事録

- 【日 時】 平成30年8月30日（木） 午前9時から午前10時
- 【場 所】 北区役所第一庁舎4階 第二委員会室
- 【出席者】 17名
- <区民委員> 亀井 忠彦 (一般公募)
豊崎 満 (一般公募)
吉田 勝彦 (一般公募)
齋藤 邦彦 (東京都北区町会自治会連合会 常任理事)
- <学識経験者> 高見澤邦郎 (首都大学東京 名誉教授)
水戸部繁樹 (一般財団法人日本不動産研究所 理事)
手嶋 尚人 (学校法人渡辺学園東京家政大学
東京家政大学大学院 家政学部長)
尾崎 修司 (独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
東京北エリア経営部 次長)
小林 勇 (公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 相談役)
澁谷 浩一 (東京都都市整備局 住宅政策担当部長)
- <区議会議員> 椿 くにじ
大島 実
さがらとしこ
花見たかし
- <区職員> 中嶋 稔 政策経営部長
小野村弘幸 健康福祉部長
都築 寿満 子ども未来部長
- (欠席) 尾花 秀雄 (東京都北区商店街連合会 会長)
- 【事務局】 栃尾 住宅課長
酒井 住宅課住宅計画係長
大橋 住宅課住宅計画係主査
- 【配付資料】 資料1 東京都北区住宅対策審議会 委員名簿
資料2 諮問文
資料3 東京都北区住宅基本条例
資料4 東京都北区住宅対策審議会運営要綱
資料5 東京都北区住宅対策審議会 議事録の取り扱いについて(案)
資料6 東京都北区住宅対策審議会 今後の進め方・検討体制について(案)
資料7 北区住宅マスタープラン改定にあたって
参考資料1 北区住宅マスタープラン2010(平成22年3月)
参考資料2 住生活基本計画(概要版)
参考資料3 東京都住宅マスタープラン(概要版)
参考資料4 北区住宅マスタープラン改定スケジュール

- 【次第】
- 1 開 会
 - 2 委員の紹介
 - 3 会長及び副会長の選出
 - 4 議 題
 - (1) 東京都北区住宅対策審議会について
 - (2) 今後の進め方・検討体制について
 - (3) 北区住宅マスタープラン改定にあたって
 - 5 閉 会

1 開会

<事務局>

平成30年度第1回東京都北区住宅対策審議会を開催させていただきます。本日は初めての審議会でございますので、後ほど皆様方に会長、副会長を選出していただくまで、私が進行を担当させていただきますと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

はじめに、配付資料につきまして、事務局から確認を行います。

<事務局>

事務局の住宅課長、栃尾と申します。よろしくお願いいたします。まずご説明の前に、今回の第1回審議会の日程調整につきまして、事務局の勝手により、開催の時間、場所の変更等、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。今後は十分に精査いたします。また、資料につきましても今後は審議会開催前になるべく事前送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、本日議事録の作成を正確にするために、録音をさせていただきますと思いますので、ご了承願います。

それでは、本日の審議会の資料を確認させていただきます。はじめに、お手元に席次表がA4判1枚。続きまして、「平成30年度 第1回 東京都北区住宅対策審議会 次第」A4判1枚。続きまして「資料1 東京都北区住宅対策審議会 委員名簿」がA4判1枚。続きまして「資料2 諮問文」がA4判1枚。続きまして「資料3 東京都北区住宅基本条例」がA4判2枚つづり。続きまして「資料4 東京都北区住宅対策審議会運営要綱」がA4判2枚つづり。続きまして「資料5 東京都北区住宅対策審議会 議事録の取り扱いについて(案)」がA4判1枚。続きまして「資料6 東京都北区住宅対策審議会 今後の進め方・検討体制について(案)」がA4判1枚。続きまして「資料7 北区住宅マスタープラン改定にあたって」がA4判5枚つづり。続きまして「参考資料1 北区住宅マスタープラン2010(平成22年3月)」が冊子となっています。続きまして「参考資料2 住生活基本計画(概要版)」がA4判カラー3枚つづり。続きまして「参考資料3 東京都住宅マスタープラン(概要版)」がA4判4枚つづり。最後になりますが「参考資料4 北区住宅マスタープラン改定スケジュール」がA4判1枚となっています。資料の確認につきましては、以上となります。足りない資料等ございませんでしょうか。

以上で確認を終わります。

2 委員の紹介

<事務局>

次に、委員のご紹介をさせていただきたいと思います。当審議会は、東京都北区住宅基本条例の規定に基づき設置しています。お手元の名簿によりましてお名前を申し上げますので、大変恐縮ではございますが、その場でお立ちいただければと存じます。よろしく願いいたします。

まず、区民委員でございます。団体の代表をしていただいております方をご紹介します。東京都北区商店街連合会会長 尾花 秀雄様でございますけれども、本日欠席との連絡をいただいております。

次に、東京都北区町会自治会連合会 常任理事の齋藤邦彦様です。

<委員>

齋藤です。よろしく申し上げます。

<事務局>

続きまして、区民委員の一般公募でございます。亀井忠彦様です。

<委員>

亀井でございます。よろしく申し上げます。

<事務局>

豊崎満様です。

<委員>

豊崎です。よろしく申し上げます。

<事務局>

吉田勝彦様です。

<委員>

吉田勝彦と申します。よろしく申し上げます。

<事務局>

次に、学識経験者でございます。

首都大学東京 名誉教授 高見澤邦郎様です。

<委員>

高見澤です。どうぞよろしく申し上げます。

<事務局>

一般財団法人 日本不動産研究所 理事 水戸部繁樹様です。

<委員>

水戸部です。よろしくお願いします。

<事務局>

学校法人渡辺学園 東京家政大学 東京家政大学大学院 家政学部長 手嶋尚人様です。

<委員>

手嶋です。よろしくお願いします。

<事務局>

独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京北エリア経営部 次長 尾崎修司様です。

<委員>

尾崎でございます。よろしくお願いします。

<事務局>

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 政策委員長 小林勇様です。

<委員>

小林でございます。政策委員長という肩書は違いまして、今は相談役になっています。よろしくお願いいたします。

<事務局>

東京都都市整備局 住宅政策担当部長 澁谷浩一様です。

<委員>

澁谷（しぶたに）でございます。よろしくお願いいたします。

<事務局>

続きまして、区議会議員でございます。
椿くにじ様です。

<委員>

椿です。よろしくお願いします。

<事務局>

大島実様です。

<委員>

大島です。よろしくお願いします。

<事務局>

さがらとしこ様です。

<委員>

おはようございます。さがらとしこです。よろしくお願いいたします。

<事務局>

花見たかし様です。

<委員>

よろしくお願いいたします。

<事務局>

続きまして、北区職員でございます。

中嶋稔 政策経営部長でございます。

<委員>

よろしくお願いいたします。

<事務局>

小野村弘幸 健康福祉部長です。

<委員>

小野村でございます。よろしくお願いいたします。

<事務局>

都築寿満 子ども未来部長です。

<委員>

都築でございます。よろしくお願いいたします。

<事務局>

以上が委員のご紹介です。続きまして、住宅課の事務局職員です。

栃尾 住宅課長です。

<事務局>

栃尾です。よろしくお願いします。

<事務局>

酒井 住宅課住宅計画係長です。

<事務局>

酒井です。よろしくお願いします。

<事務局>

大橋 住宅課住宅計画係主査です。

<事務局>

大橋です。よろしくお願いします。

<事務局>

以上ご紹介をさせていただきました。

それでは次に、本日の出席委員数について、事務局から報告いたします。

<事務局>

本日の出席委員数について、報告します。本審議会は、「東京都北区住宅対策審議会運営要綱第2条」に基づきまして、18名に委員をお願いしています。本日は、17名の委員にご出席いただいております。

同要綱第4条第2項の規定により委員の1/2以上の出席をいただきましたので、本日の審議会は成立しております。以上です。

<事務局>

ただいま報告がありましたように、委員の出席数が定足数に達しているとのことですので、会議を進めさせていただきます。

3 会長及び副会長の選出

<事務局>

これより、会長及び副会長を選出したいと思います。「東京都北区住宅対策審議会運営要綱第3条第1項および第2項」の規定で「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」とあります。自薦、他薦を含め、推薦はございませんか。

<委員>

はい、事務局。学識経験者で、前回の北区住宅マスタープラン改定時に委員を務められ、豊富な経験と実績をお持ちの高見澤委員に会長を、手嶋委員に副会長をお願いしたらいかがでしょうか。

<事務局>

ただいま、齋藤委員から会長に高見澤委員を、副会長に手嶋委員とのご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<事務局>

それでは、高見澤委員、手嶋委員には、会長・副会長席への移動をお願いします。

(高見澤会長、手嶋副会長が席を移動)

<事務局>

会長、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。はじめに、高見澤会長よりしくお願いします。

<会長>

あらためて高見澤です。皆様のご協力を経て、円滑に答申に至りたいと思います。ご承知の通り、大変住宅を取り巻く問題も、社会的な背景が変化しておりますし、言わなければならないことが山ほどあると思いますが、皆様よりしくお願いいたします。

<事務局>

どうもありがとうございました。つづきまして、手嶋副会長よりお願いいたします。

<副会長>

東京家政大学から参りました、手嶋尚人と申します。前回の時も委員をさせていただいたが、私自身としては、専門領域は建築、まちづくりであり、台東区の谷中で長年まちづくりに関わっていたこともありますので、何かお役に立てればと思っていますし、北区とは東京家政大学が包括協定を結んでいますので、そういう関係で、住宅やまちづくりに関して両方で連携していければいいかなと考えていますので、よりしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は高見澤会長にお願いいたします。どうぞ、よりしくお願いします。

4 議題 (1) 東京都北区住宅対策審議会について

<会長>

傍聴人の入場を認めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に基づき、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議事録作成にあたっては、最終的に署名人が必要ですので、私のほか、中嶋委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<委員>

よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは事務局から、議題(1) 東京都北区住宅対策審議会についてお願いします。

<事務局>

委員紹介冒頭のご説明と重なりますが、資料3：東京都北区住宅基本条例第8条に、住宅マスタープランの策定に関する規定がございます。また、同条例第23条には、「区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため、東京都北区住宅対策審議会を置く」とあります。今回、北区住宅マスタープラン改定にあたり、審議会を設置させていただきました。住宅マスタープランの概要や、審議会の内容等については後ほどご説明させていただきます。

続きまして、資料：2「諮問文」にございますとおり、今回北区長から平成30年8月17日付で「新たな北区住宅マスタープラン（平成32年度から平成41年度まで）の改定に関することについて」、の諮問がありました。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

<会長>

ただいまの説明に、ご質問がありましたら、委員の皆様お願いします。

(一同質問なし)

4 議題 (2) 今後の進め方について

<会長>

それでは次、議題(2) 今後の進め方について、事務局、お願いします。

<事務局>

「資料6：今後の進め方・検討体制について(案)」をご参照ください。上段の表は、当審議会の今後のスケジュールと主な内容をお示ししております。平成30年8月から平成32年3月まで計7回の開催を予定しています。最後の平成32年3月に北区長への答申を予定しております。

下段には、北区住宅マスタープラン改定の検討体制を図示しています。審議会運営要綱第12条に小委員会の規定がございます。「会長は諮問事項に関する調査又は検討を行わせるため、小委員会を置くことができる」、「小委員会は、会長が指名する委員をもって組織する」とあります。そこで、今回北区住宅マスタープランの改定についてより詳細な検討を進めるため、小委員会を設置させていただきたいと思います。

高見澤会長より小委員会委員のご指名をいただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

<会長>

事務局の案はありますか。

<事務局>

それでは、恐縮ですが事務局案として、区民委員、学識経験者および区職員で構成する小委員会名簿を配付させていただきます。

(※各委員・傍聴者に小委員会名簿(案)を配付)

<会長>

ただいま配付された事務局案について、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。特に問題が無いようでしたら、小委員会委員は事務局案といたします。よろしく願いいたします。

<事務局>

小委員会ですが、委員長及び副委員長を置くことで会の進行及び検討を円滑に進められると考えております。審議会運営要綱の規定に基づき、小委員会の委員長及び副委員長を置くことについてお諮りしたいと考えております。また、選定については高見澤会長からご指名をいただきたく存じます。

<会長>

小委員会の委員長・副委員長の設置についてご意見等ございますか。

(意見上がらず)

<会長>

それでは、小委員会に委員長及び副委員長を置くこととします。

小委員会の委員長に手嶋委員、副委員長に小林委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

小委員会の進め方についてですが、参考資料4をご覧ください。審議会と小委員会の大まかなスケジュールをお示ししております。この他に庁内の検討組織を設置し、調査検討・審議を進めていく形を考慮しておりますので、よろしくお願いいたします。

つづきまして、資料5をご覧ください。東京都北区住宅対策審議会運営要綱の規定に基づき、当審議会の議事録の取扱い案をお示ししております。読み上げさせていただきます。

- 1 議事録の原案(委員名記載)ができましたら、全委員へ送付します。
- 2 議事録の原案について、誤り等があれば、到着後一週間以内に事務局まで、お知らせください。
- 3 会長において最終確認後、議事録といたします。
- 4 議事録は、発言について委員名を伏せるものとします。
- 5 議事録は、住宅課に備え置くとともに、区ホームページに公開いたします。
- 6 議事録の公開までは、会議終了後、概ね1か月をめやすとします。

以上でございます。

<会長>

ありがとうございます。2つの項目をご説明いただきました。ひとつめは参考資料4で、今後のおお

むねのスケジュールということで、かなりの長丁場となります。小委員会も審議会と同様に回数が開かれるということで、小委員会の皆様には、倍の負担がかかりますけれど、問題整理をしていただいて、本審議会の方へ渡していただくということになるかと思えます。これについて何かご質問ございますか。

<委員>

小委員会の運営について、一点確認させてください。参考資料4で、審議会、小委員会の日程がかなりハードであると感じています。小委員会の運営については、資料4の審議会運営要綱の会議の招集の規定、過半数で決する、代理出席を認めるといったことについては、今後お示しいただけるということでしょうか。

<事務局>

大変申し訳ございません。運営要綱については現在改定を考えております。その中で、ご質問の事項につきましては、極力盛り込む形にしたいと考えていますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

<会長>

ご意見を反映して、一番円滑な運営が図れるようにしていただければと思います。
もうひとつの、資料5：審議会議事録の取り扱いについては、いかがでございましょうか。

<委員>

私どもの方に、原案をお届けいただくのには、どれくらいの時間がかかるという風に考えていけばよいのかということが一つと、全体に関わりますけれど、ちょうど元号の問題がある時期と重なるので、様々な資料のところ、大変かとは思いますが、西暦をきちっと併記していただくほうが、間違いがないのではないかと思いますので、その点もよろしく願います。それと、なかなか大事な内容ということで、これまでも皆様からご説明をいただいておりますので、小委員会、審議会の回数についても、当面全体のスケジュールは示されているが、必要があればもう少し増やすということがあり得るのか、と思っておりますけれども、いかがでしょうか。

<事務局>

議事録の原案ができるまで、1週間ほど考えておりますので、その後に、皆様にご送付したいと思っております。

元号につきましては、貴重なご意見ありがとうございました。今後そのような形で参考にさせていただきたいと存じます。

<会長>

その他よろしいでしょうか。

<委員>

小委員会の検討する内容というものはどこまで踏み込むのでしょうか。結局小委員会の案を見ますと、小委員会の委員は約半数の9名となっており、ここで協議して提案するとなると、審議会自体と小委員会の内容が重なってしまうと考えます。審議会が承認の場になってしまうのか、さらにそれを深めて内

容を決めていくのか、その辺が曖昧な気がするのですが。

<事務局>

ご指摘のように、まず小委員会の中で詳細な検討等をしていただきます。その検討の結果をもちまして、審議会の中でご審議、さらにその内容を深めていくといった形で、繰り返し進めていくという考えであります。

<委員>

基本的な考え方としては、小委員会で決をとって物事を決めていくということではないということですね。

<事務局>

ご指摘の通りでございます。

<委員>

当然議員の方も入っていないので、小委員会で検討した内容は提案ということですね。わかりました。

<会長>

そのあたりも先ほどの要綱づくりも含め、第1回目までに、事務局のほうで整理をしていただきたいが、私としても、基本的には問題課題を整理して、全体会議で議論できるものに仕上げていくという役割であると考えております。場合によっては2つの考え方がある場合もでてくるとは考えております。特に来年の1月くらいまで全体会議は中断ということなので、その間に実際のいろいろなデータ整理や、どういう課題と視点を求めるかなど、庁内委員も参加されるということで、整理して提出していただくということになると思います。

<委員>

先ほど要綱については見直しをしていきますということで、事務局からご説明がありましたけど、これはいつ正式にこの場に提出していただけるのでしょうか。それと、見直すポイントだけでも分かればお知らせいただければと思います。

<事務局>

審議会の皆様には、次回の審議会の時に新しい運営要綱をお示ししたいと考えています。それから、ポイントについては、先ほど都築委員からもご指摘がございましたように、現要綱ですと少し曖昧なところがございますので、その辺を明確に規定していきたいと考えています。

<委員>

説明に分かりづらい部分があると感じます。

<会長>

第1回の小委員会が開かれる前にはできているはずなので、それだけでも何らかの形で、委員に送付

していただけないでしょうか。

<事務局>

出来上がり次第、お送りしたいと思います。申し訳ありません。

<会長>

それを我々も頭に入れて、小委員会の皆様によろしくお願ひしたいと思います。

4 議題 (3) 北区住宅マスタープラン改定にあたって

<会長>

議題(3) 北区住宅マスタープラン改定にあたって、についてご説明をお願いします。

<事務局>

それでは、「資料7 住宅マスタープラン改定にあたって」をご参照願います。表紙をおめくりいただき、1ページ目をご覧ください。住宅マスタープランとは、概ね10年を計画期間として住宅政策の課題、今後の方向性や推進すべき施策を示す計画です。国では、「住生活基本法」に基づき、全国計画として住生活基本計画を策定しました。東京都でも都道府県計画として東京都住宅マスタープランを策定しています。両計画とも、近年見直しがされております。

北区では平成22年3月に北区住宅マスタープラン2010を策定しました。それから8年が経過し、社会情勢の変化や関連計画・法令等の見直し、住宅に求められる多様化・高度化するニーズに対応するため、まちづくりや福祉等各部門との連携を図りながら、北区住宅マスタープランを平成30年度から2か年で改定いたします。平成30年度は、現行の北区住宅マスタープランの進捗把握、北区の現状・課題の整理を行い、改定の骨子をまとめる予定です。

2ページ目をご覧ください。住生活基本計画の見直しポイントをお示ししております。「若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現」、「既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速」、「住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化」とされており、これらを見据えて改定を進めていく形になるかと思ひます。

続きまして、3ページ目では北区住宅マスタープランの位置づけをお示ししてあります。中段の図をご覧ください。「北区基本構想」、「北区基本計画」を上位計画としており、他の北区関連計画と連携しながら改定を進めます。同時に都や国の計画とも整合を図ります。計画期間は平成32年度から平成41年度の10年間となります。

続きまして、4ページ・5ページでは国・東京都・北区の関連計画について詳細をお示ししてあります。5ページ下段にありますのが、北区基本構想・北区基本計画を踏まえて設定した現行北区住宅マスタープラン2010の基本姿勢、基本目標です。なお、北区基本計画につきましては平成30・31年度で改定を予定しており、整合をはかりながら北区住宅マスタープランを改定する必要がございます。

6ページに改定に向けた大まかなフローチャートをお示ししてあります。右側が審議会等で検討する大項目、左側がその検討素材となる調査等の内容という構成です。平成30年度はアンケート等を実施しながら、課題設定から改定骨子案の作成までを、平成31年度は区政モニター、ワークショップ等を予定しております。そして、改定案の作成後、パブリックコメントの実施ののち、審議会の答申をいた

だき、北区住宅マスタープラン改定となります。参考までに、7ページ・8ページに調査の概要を記載しております。こちらにつきましては後ほどご覧いただければと思います。ご説明は以上です。

<会長>

ありがとうございました。内容が多くあり、次回以降の内容とはなるが、かなり大きな仕事だということをご理解いただければと思います。

いくつか質疑をいただきたいと思うのですが、せっかく東京都からまさに住宅政策を担当されている部長さんがおいでですので、何か4ページ・5ページあたりのことについて、中身に触れるときりがないので、意気込みみたいなものを東京都もお持ちだと思うので、後ほどでも一言、二言いただければと思います。

先に、少し皆様からご質疑があれば委員の皆様お願いします。

<委員>

本当に大事な中身であると感じています。2ページに全国計画として、少子高齢化、人口減少等の課題とあります。しかし北区では少子高齢化は進んでいるが、人口は増えております。これは首都圏と地方都市の大きな違いだとは思いますが、北区でも特に子育て世帯は増えているので、資料の提供などをする際には、事務局ではそのあたりの内容も踏まえ、東京都の状況なども示してほしいと考えます。

<委員>

豊かな住生活、安心安全などが提言されていますが、住生活に欠かせないのは便利さだと考えます。特に住まいを持つ街においては、住だけでなく食という問題があります。これを話す背景として、商店街の歯抜け化が進んでいるという状況があります。にぎわっている商店街を見ても、飲食店がほとんどであり、物販店は衰退の一步をたどっています。住生活を豊かなものにするためには、商店街の発展は重要であります。商店街の現状なども資料があれば示していただきたいです。

<事務局>

貴重な要望ありがとうございます。さがら委員からございました内容も含め、様々な資料については極力事務局で集め、お示しできるようにしたいと考えています。

<会長>

確かに全国東京都の計画だけでなく、北区の特徴を理解しなければならないでしょう。また、住宅マスタープランという箱物のように読めますけれど、実際は地域社会のコミュニティの元気さの中で、よりよい住宅、健全な住まいを保証していく、作っていく。従来の住宅マスタープランより、より一層地域社会の維持発展に寄与するものになると思います。小委員会にすべてお任せする訳ではないが、ぜひ事務局の方で資料を整えていただければと思います。

澁谷委員、全国の目標と東京都の計画を踏まえ、北区の地域性もご存じだと思うので、一言いただければと思います。

<委員>

私は北区出身ではないが、現在北区在住です。国の住生活基本計画があって、都の住宅マスタープラ

ンがあったうえで、北区の住宅マスタープランを策定することとなると思います。一点気になるのは、国の住生活基本計画も都の住宅マスタープランも5年ごとに見直しとなっています。これは見直しと言っていますが、そこから新しい計画が始まるため、中間見直しというわけではありません。

参考資料2に国の計画がありますが、私は国土交通省住宅局から来ており、参考資料2のもう一つ前
の見直しの際は、計画に直接携わりました。住宅事情の把握については、国勢調査や住宅・土地統計調査、住生活総合調査などが5年ごとに行われています。国勢調査は平成27年に実施されており、住宅・土地統計調査、住生活総合調査は今年、平成30年に調査が実施されます。そのため、新しい調査結果が出るころに、北区の住宅マスタープランができるということになります。そこで、今回の北区のマスタープランを作るときには、既往の調査結果を見ながらも、小林委員から商店街の話があったように、まさに委員の皆さんや行政が把握されている直近の状況を上手く把握をして、進めていただけたらと思います。また、できた後も、最新の調査結果を踏まえ、フォローアップしていく必要があるのではと考えています。

また、東京都の住宅事情や住宅政策の状況については、機会があればこの場に提供させていただきます。

<会長>

ありがとうございました。北区の実情にあった、出来るだけ最新のデータを生かして、示していただければと思います。

<委員>

商店街の話が出たので話すが、十条が北区では大きい商店街となっているかと思います。ただそれは駅前再開発と称して高層ビルを建てるということで、道路計画もありますから、商店街自体の存続がどうかという話までになっています。理想はプランとしては重要であります、やはりそこに住んでいる住民を置き去りにしてしまうと、ご存じのように、十条では訴訟が起きており、行政裁判になっています。住民のことを考え、裁判にならないような行政を考えていく必要があるのではと考えます。

<会長>

ご意見として承ったうえで、今後具体的な中身でもご意見をいただきたいと思います。

<副会長>

気になる点としては、だいたいの住み方・ライフスタイルが新しいものになっているので、そこに対する調査というものも必要かなと考えます。シェアハウスやコレクティブハウスなど、これから地域社会を支えるうえで、コミュニティの再生は重要なので、コミュニティの再生ができるような住宅支援を行っていくということも重要だと思えます。資料をみると、そのような調査がなく、数量的な調査のみなので、もう少しほかの調査も行っていただければと考えています。

またもう一つは、住宅マスタープランという枠組みではありますが、幅広い色々な北区の施策の中で考えていかなければいけないと考えます。3ページの主な関連計画の中で、商店街の話もありましたが、抜けていると思うのが、防災に関する内容が入っていないことでもあります。やはり北区は十条が密集地域になっているなど、住マスに盛り込めるかはわからないが、少し情報としては入ったうえで検討すべきだと考えるので、そのあたりも検討資料として見せていただけるとありがたいので、よろしくお願

いします。

<会長>

確かに、間接的だけど住宅支援に関わる NPO や、いろいろな団体など、子育てを含めお持ちだと思うので、そういうようなものも整理して役立てていただければと思います。

今ご指摘があった防災は、3ページでは抜けているが、当然事務局でも考えると思います。先日江東5区の水害の問題が大きく取り上げられましたが、荒川の右岸でも同じ問題があると思います。各区との連携もとりながら、そういう問題も議論されているでしょう。住まいとも結びつきがあるので、幅広く議論の素材を出していただいて、その中から柱になるものを見つけていくのかなと思います。

<委員>

2010年の北区マスタープランについて、大変立派なものが出来て、詳細な検討がされているかと思いますが、それについて、何が出来て、何が出来なかったのか、どこが良くて、どこが駄目だったか、そういった前のマスタープランについての検証もお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

<会長>

前のマスタープランで何が出来て、何が出来なかったのかということの、整理も含めた小委員会や審議会でありたいです。なかなか行政は反省することが追い付かず、先のことを考える場合が多いので、できたことも評価しないとイケないし、出来なかったことも課題に無理があったということや、行政的に取り組めなかったこともあるでしょう。それも作業はされる訳でしょうか。

<事務局>

ご指摘のように、マスタープランに掲げられている施策等がどの程度進められているかについての検証をする予定ですので、それに合わせまして、マスタープランについての評価もある程度はできるのではないかと考えています。

<会長>

よろしくお願いします。あまり数字で判断できないものもあると思うので、定性的に今回のマスタープラン策定に役立つ評価をしていただくのがよろしいかと思います。

<委員>

今会長からおっしゃっていただいたように、北区としての課題ということで、先ほど検証という言葉も出てきましたが、早い段階で課題をきちっと整理していただいて、全体の色々な議論に乗せていただきたい。私もお話をうかがっていて、防災の視点も大事だと考えます。色々な災害をみると住宅の確保がいかに大きなものなのかと改めて思いますので、付け加えさせていただきます。

<会長>

ありがとうございました。その他次回に向けての作業の進めかた、内容には立ち入れないが、何かお気づきの点はありますでしょうか。

いただいたご意見それぞれについて、事務局の方の話もありました。いくつかは作業に急いでかから

なければならぬものもあるかと思ひます。ということで、次回の審議会には約半年弱あるので、進めていただきたいと思ひます。今日のところは第1回の発足のところでござひますので、このような内容で事務局にマイクをお返し致しします。

5 閉会

<事務局>

貴重なお時間をいただきありがとうございます。ただいま委員の皆様からご意見をいただきました。北区におきましては、今年から基本計画の改定を進めていることから、それに関わる関連諸計画も改定になってまいります。また、北区都市計画マスタープランも改正を進めてござひます。そうした面から言ひますと、北区の将来の都市像をビジョンとして示してまいります。その関係で、只今ご意見をいただいた資料、あるいは分析、人口推計についてもしっかりとお示しできると考えています。

その都度、審議会でご意見をいただきながら、審議に必要な資料等をご請求いただいて、審議を深化させていただければと思ひます。お忙しいところ誠に恐縮ではござひますけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

<会長>

ありがとうございました。次回予定等はお知らせしてありますでしょうか。

<事務局>

次回の日程でござひますけれど、平成31年1月28日月曜日14時から、場所が変わりまして、北とぴあ7階第2研修室。第3回審議会は3月28日木曜日、場所と時間は調整中ですので決まり次第ご連絡いたします。ありがとうございました。